

免許番号 共第110号

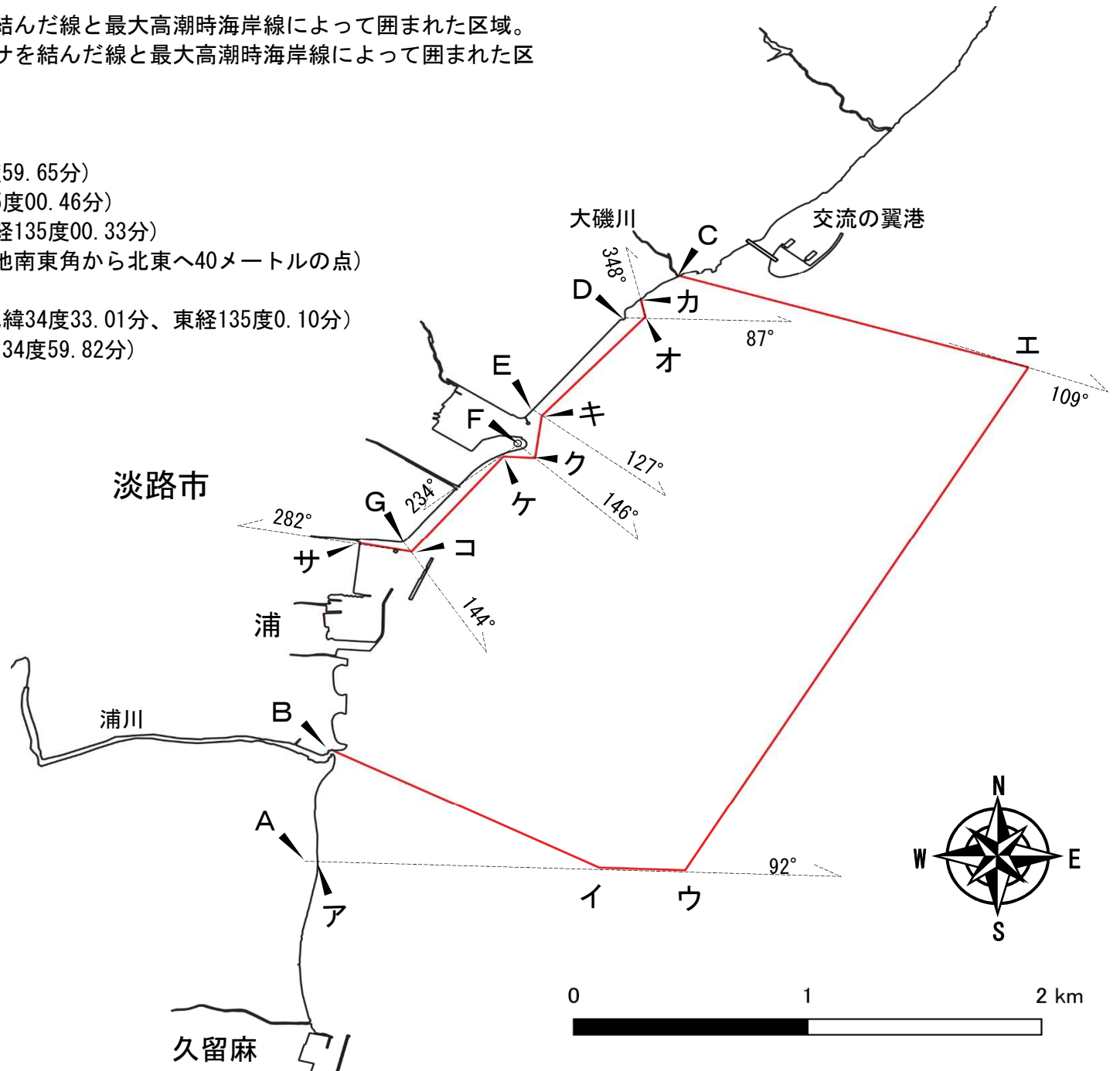
漁場の位置 淡路市浦川から大磯川に至る間の地先

漁場の区域 次の点のうちB、イ、ウ、エ及びCを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。
ただし、カ、オ、キ、ク、ケ、コ及びサを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区

域を除く。

点の位置

- A 淡路市久留麻29番地に設置した防衛庁標識跡
- B 淡路市浦川尻左岸（北緯34度32.19分、東経134度59.65分）
- C 淡路市大磯川尻左岸（北緯34度33.40分、東経135度00.46分）
- D 淡路市大磯埋立地北東角（北緯34度33.29分、東経135度00.33分）
- E 淡路市大磯24番地地先大磯埋立基杭（大磯北埋立地南東角から北東へ40メートルの点）
（北緯34度33.05分、東経135度00.12分）
- F 淡路市大磯港淡路フェリー大磯灯台跡中心点（北緯34度33.01分、東経135度0.10分）
- G 淡路市浜埋立地南東角（北緯34度32.73分、東経134度59.82分）
- ア Aから92度の線と最大高潮時海岸線との交点
- イ アから92度1,000メートルの点
- ウ アから92度1,300メートルの点
- エ Cから109度1,300メートルの点
（北緯34度33.17分、東経135度01.27分）
- オ Dから87度73メートルの点
（北緯34度33.29分、東経135度00.37分）
- カ オから348度の線と最大高潮時海岸線との交点
（北緯34度33.33分、東経135度00.36分）
- キ Eから127度38.6メートルの点
（北緯34度33.04分、東経135度00.14分）
- ク Fから146度77メートルの点
（北緯34度32.94分、東経135度00.12分）
- ケ Fから234度94メートルの点
（北緯34度32.94分、東経135度00.04分）
- コ Gから144度52メートルの点
（北緯34度32.71分、東経134度59.84分）
- サ コから282度の線と最大高潮時海岸線との交点
（北緯34度32.73分、東経134度59.73分）



令和5年9月1日 免許
共第110号

表示 番号	表 示										
	漁 場		別紙 漁場図のとおり			免許年月日		令和5年9月1日	存続期間	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	
	漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		制限又は条件
1	1	わかめ漁業		2月1日から6月30日まで		1	ばい漁業		1月1日から12月31日まで		潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。
	1	あまのり漁業		11月1日から4月30日まで		1	あかがい漁業		1月1日から12月31日まで		
	1	いぎす漁業		5月1日から9月30日まで		1	いせえび漁業		1月1日から12月31日まで		
	1	てんぐさ漁業		1月1日から12月31日まで		1	うに漁業		1月1日から12月31日まで		
	1	おごのり漁業		1月1日から12月31日まで		1	なまこ漁業		1月1日から12月31日まで		
	1	いがい漁業		1月1日から12月31日まで		1	たこ漁業		1月1日から12月31日まで		
	1	かき漁業		1月1日から12月31日まで		2	いそ刺網漁業		1月1日から12月31日まで		
	1	あさり漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	あわび漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	とこぶし漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	さざえ漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	ばかがい漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	たいらぎ漁業		1月1日から12月31日まで							
1	みるくい漁業		1月1日から12月31日まで								
1	うちむらさき漁業		1月1日から12月31日まで								
海 区	兵庫県瀬戸内海海区			免許番号		共第110号		摘 要			

表示 番号	表 示	漁 業 権 区		漁 業 権 区	
		順位 番号		順位 番号	
1	表記のとおり漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日	1	淡路市仮屋112番地の1 仮屋漁業協同組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日		